

洪熙元年六月十七日、欽差の行人司行人陳資茂の勅諭を齎捧して
国に到るを蒙る。開読するに、大行皇帝、賓天す、とあり。此れ
を欽む。欽遵するを除く外、合行に山南王の処に咨報し、一体に
開読して施行せしむべし、とあり。此れを准け、遵依するを除く
外、今、使者安丹結制等を遣わし、香五十斤を齎捧して今差去す
る使者謂慈渤也等の朝賀の船隻に就坐し、京に赴き進香せしむ。
咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

洪熙元年（一四二五）十二月十七日

咨

通事梁報を差わす

香八十七斤半小、官報五十斤

注*この進香については『明実録』宣徳二年四月丙子の条に記事があ
る。

- (1) 中山王の咨 「該」から注(3)まで。
- (2) 大行皇帝 ここでは永楽帝。
- (3) 施行せしむべし 注(1)の咨の終り。
- (4) 謂慈渤也 「四三〇二」には謂慈淳也とある。
- (5) 就坐 随行して乗る。

1-43-04

王相懷機より旧港の管事官あて、永楽十九年に暹羅まで送つ
た旧港の人々の消息をたずね、交易を請う書簡

(一四二八、一〇、五)

琉球国王相懷機、端肅して書を旧港の管事官閣下に奉る。

永楽十九年（一四二二）の間より、日本国九州の官源道鎮、旧
港の施主烈智孫の差来せる那弗答鄧子昌等二十余名を送るに、
国に到れば告して逋送して回国するを乞わしむ、とあるを准く。

此れを准け、能く諳んずるの火長無きに縁るも、思うに遠人に係
われば以て久しく留め難し。未だ敢えて擅便せず。国王に啓し、
敬んで即便に差を蒙り、正使關那結制等をして海船一隻を駕駛し
て已に暹羅国に到れば仍お転送を為すを乞うを行わしむるを除く
外、未だ到れるや否やを知らず。

今、本国の頭目実達魯等、小船一隻を駕駛して磁器等の貨を装
載し、貴国に到りて買売する有り。仍お尺楮をして実達魯等に付
し、旧港の管事官の前に前渡し、告稟して回報せしむ。今、礼物
を備えて馳送し、少しく遠意を伸ぶ。万望むらくは笑留せよ。所
有の今去く人船は煩為わくは買売を寛容し、風迅に赶趁して回国
せしめんことを。四海一家を為し永く往来を通ずるに便益なるに
庶からん。今、礼物を將て後に開坐す。草字不宣。

今開す

素段五匹 鎖子甲二領

袈刀二柄 腰刀二柄

摺扇十把

宣徳三年（一四二八）十月初五日 書を奉る

注（1）旧港〔四三〇八〕注（2）旧港を参照。「歴代宝案」には

旧港あての文書が十一通あり、これを対象とした小葉田淳・東恩納寛惇・安里延氏らの研究がある。和田久徳「十五世紀初期のスマトラにおける華商社会」〔お茶の水女子大学人文科学紀要〕二〇、昭和四十二年三月）は、これらに修正や異なる解釈を加えたもので、本巻の旧港に関わる注の多くはこれに拠る。なお、宣徳三年の旧港あて文書として、本文書の他に国王咨〔四〇〇六〕、執照〔四二〇一〕がある。

（2）永楽十九年の間より：乞わしむ 永楽十七年（応永二十六・一四一九）薩摩の阿多氏領内に到着した南蛮船を、九州探題渋川満頼が永楽十九年に琉球に回送して、本国への送還を依頼した。この件の詳細については、関連の古文書を発見した高柳光寿「応永年間に於ける南蛮船来航の文書について」〔史学雑誌〕四三の八、昭和七年）や、小葉田淳「増補中世南島通交貿易史の研究」〔臨川書店、平成五年、四六五―四七二頁〕を参照。なお、「自永楽十九年間」の「より」は懷機文稿に多出するが、「に於て」の意で、ある一定の時点をさす。

（3）源道鎮 渋川満頼。一三七二―一四四六年。渋川氏は清和源氏足利氏の流れをくみ、満頼は出家して道鎮を名のった。九州の官とはここでは足利幕府の九州探題で、渋川満頼は応永三年（一三九六）から二十六年までその任にあった。

1-43-05

（4）施主烈智孫 施亜烈濟孫の誤写（主と亜は字形の相似により、

智と濟は字音の類似による）であろう。亜烈はジャワのマジャパヒト朝で用いられたMajapahitで、榮譽を意味するサンスクリット起源の語に由来する官爵。施濟孫は、永楽五年に明朝から旧港宣慰使に任命された広東出身の施進卿の子で、永楽二十二年に宣慰使を襲職した（前掲和田論文）。

（5）那弗答 ペルシャ語nakhudaからきたマライ語nakhotaの音訳で、船主を意味する（前掲和田論文）。

（6）国王 琉球国王。

（7）已に：乞う 暹羅に到着したらそこで転送をお願いする、の意。

（8）実達魯等：遠意を伸ぶ〔四〇〇六〕〔四二〇一〕を参照。

（9）尺楮 手紙。

（10）草字不宣 草字は自己の字の謙称。不宣は友人間の手紙の末尾に記す語で、十分に意を述べつくさない、の意。

皇帝より王相懷機への頒賜品の目録（一四二八、一〇、一三）

皇帝、琉球国王相懷機に頒賜す

錦

毳紋宝相花紅一匹

紵糸

織金胸背獅子紅一匹

暗細花緑一匹 素青一匹

素緑一匹 素藍一匹

宣徳三年（一四二八）十月十三日

1-43-06

山南王他魯每より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事の咨

（一四二八、一一、一三）

琉球国山南王他魯每、進貢等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行まきに開坐し移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、進貢の事。今、使者歩馬結制等①を遣わし、表文一通を齎②し、及び永字号海船一隻を駕して馬二十四・硫黄三千斤を装載し、京に赴き進貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の附搭の蘇木は、煩為こいねが乞わくは抽を免じ価鈔を給還するを賜わんことを。遠人をして利便なるを得しむるに庶からん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳三年（一四二八）十二月十三日

咨

注*この入貢については『明実録』宣徳四年十月癸巳・十一月庚戌の

条に記事がある。

(1) 歩馬結制 宣徳から正統年間にかけて、しばしば中山王使を勤めた。（一六〇三）および、その注（7）を参照のこと。

(2) 永字号海船（一六〇三）（一六一七）などに、中山王の遣船に用いられている永字号海船に同じか。

1-43-07

行在礼部より山南王他魯每あて、大統曆を給賜する咨

（一四二九、一一、一一）

琉球国山南王他魯每、進貢の事の為にす。

宣徳五年（一四三〇）六月二十七日、行在礼部の咨を准く。曆②日の事の為にす。

欽依して宣徳五年の大統曆一百本を頒賜し、琉球国山南王に与うるあり。欽遵して本国そのの遣来せる使者歩馬結制等に給付し、收領して回還せしむる外、理として合に移咨して知会すべし。欽遵して領受して施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計 琉球国山南王に給賜する大統曆一百本 黄綾面一本

右、琉球国山南王に咨す

宣徳四年（一四二九）十一月十一日

注(1) 琉球国：准く この部分は文書の収録に際しての覚書きである。

(2) 曆日の事の為にす これ以下が行在礼部の咨。

1-43-08

王相懷機より三仏斉国旧港の僧亜刺吳あて、来琉した使者を護送し、交易を請う書簡(一四三〇、一〇、一八)

琉球国王相懷機、端肅して書を三仏斉国旧港の僧亜刺吳 閣下に奉る。

宣徳四年(一四二九)六月内より、貴国の遣来せる財賦察陽等、⁽⁵⁾ 本国の船隻に附搭して箋文・礼物を齎捧して彼に到るを蒙る。此れを蒙る。本国の人船、多く管待し買売を寛容し、貴国の奇異の罕物を承恵し、並びに卑爵に奇物を賜うを蒙る。速やかに類進⁽⁷⁾を行ふ。

茲に来使の啓見するに及び、王の令旨を敬奉するに、多く厚意に感ず。看得するに、人船は又礼物を送る。便ち来使に衣服を賞し、好着しく管待し、就ち礼物を備えて速やかに回謝を行い、遣使して船を駕し護送して回国せしめよ、とあり。此れを敬む。敬遵するを除く外、本より隨即に遣船せんと欲するも、奈んせん船隻を欠きて以て延に至る。

今、特に正使歩馬結制等を遣わし礼物を管送して人船を領駕し、来使の蔡陽泰を護送して回国せしむ。就ち尺楮を備えて前詣し、拜謝して少しく遠意を伸ぶ。万望むらくは収納せよ。四海一家を煩念う。今、去く人、時に磁器等の物を装載す。煩為わくは買売を寛容し、風信に赶趁して回国せしめんことを。今、礼物を將て後に開坐す。草字不宣。伏して照鑑を乞う。

今開す

馬二匹 閃色段十四

段五匹 羅三匹

宣徳五年(一四三〇)十月十八日 王相懷機

注*本文書は本目娘あての(四三〇九)と同時に出了された。受信者を複数にしたもので、旧港に関わる文書は、これ以後、受信・発信とも複数となっている。(四三一〇)注(3)参照。

(1) 三仏斉国 『歴代宝案』の時期の「三仏斉」は『瀛涯勝覽』の冒頭の一行にあるように、スマトラのパレンパンの古名と理解するのがもつとも適切であろう。パレンパンは、七世紀後半から海上貿易で栄えたシュリーヴィジャヤ国の首都であった。唐代のシュリーヴィジャヤは漢字で室利仏逝などと表現されていた。宋代の記録では、九六〇年以後の三十年間に三仏斉国の朝貢が十数回もあり、この「三仏斉」はシュリーヴィジャヤのことと考えられている。十一世紀後半以後になると「三仏斉詹卑国」「三仏斉注輦国」などの表現があり、また一

二二五年になつた『諸蕃志』は三仏齊の属国十四をあげるなど「三仏齊」の呼称はある変化をとげて使用されている。これらをめぐって、シュリーヴィジャヤの中心地がパレンバンからジャンビに移つたことなどを指摘し、またその周辺の事情の変遷について考察した研究に、桑田六郎「三仏齊考 附補考」(『南方人文研究所論叢』第一輯、台北、一九四五年)や Wolters, O. W. 1970. *The fall of Srivijaya in Malay history*. New York. などがある。一方で、三仏齊をシュリーヴィジャヤの後身とは考えない最近の試論もある(深見純生「三仏齊の再検討ーマラッカ海峡古代史研究の視座転換ー」(『東南アジア研究』二十五巻二号、一九八七年)。

明代に入つて、洪武三年(二三七〇)よりの三十年間に『明実録』には「三仏齊国」の朝貢の記事が数度あらわれる。前記のウォルターズは、それらはパレンバンやジャンビなどにあつた土着の勢力がともに三仏齊を名乗つて朝貢したと説明している。一三九七年ごろまでに、それらの「三仏齊国」はジャワのマジャパヒト国によって滅ぼされた。そのころから、パレンバンに僑居する中国人集団が独自の勢力として出現する。

(2) 旧港 パレンバンの中国式呼称。パレンバンは、スマトラ島南東部の北岸に流れ出るムシ川河畔にある港市。海岸より南方へおよそ百キロほどさかのぼるとムシ川は湾曲して西へ向かい、ここでコムリン川やオガン川もムシに合流するが、そのあたりのムシ川北岸の僅かに高い土地を背にして町がある。町の海拔は二、三メートルにすぎず、海岸からパレンバンま

でに満潮線を越える高さの土地はほんの僅かしかない。雨季(琉球船が入つた季節)にはとりわけ海から奥地への船舶入港が容易であつた。

十五世紀前半に旧港にあつた中国人の集団については『明実録』『瀛涯勝覽』などによつて知られるが、宣徳三年(一四二八)より正統五年(一四四〇)に至る『歴代宝案』の十一の文書は特に重要な史料である。永楽三年(一四〇五)頃の旧港には、広東出身の梁道明を首領として広東・福建出身の数千の華僑が居住しており、またこれと対立する陳祖義を中心とする別の華僑勢力もあつた。永楽帝の招撫に応じてそれぞれ来貢したが、鄭和の第一次出使の艦隊が旧港に寄港した際、陳祖義らは海賊として討伐され、梁道明の後を受けたと思われる施進卿が明によつて「旧港宣慰使」に任命されている(四三二〇四)注(一)和田論文を参照。旧港の華僑は明へ朝貢したほか、その船は日本方面へも来航した(四三二〇四)および同文書の注(二)を参照。『歴代宝案』の(四三二二)を最後に、施氏一族を指導者とする旧港の華僑社会のことは記録が残らない。パレンバン地方に隣国ジャワ(マジャパヒト朝)の圧力が及んだためか、と前掲の和田論文は指摘する。海上貿易においても、ジャワ北岸諸港が栄え、一方マラッカが勢力を確立して、旧港の地位は衰えたものようである。

(3) 財賦 貿易船の乗員の職掌名として『東西洋考』巻九、舟師考に「每船舶主為政、…亞此則財副一人、爰司掌記」とあり、また西川如見「増補華夷通商考」巻二に「財附(ツアイフウ)